

能登町新型コロナウイルス感染症対策本部（対応について）

1. 緊急事態宣言の発出について

令和3年1月7日（木）に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都の1都3県に特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、同月13日（水）には栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が行われました。

（期間は令和3年2月7日まで）

2. 町対応について

石川県は、1月21日に緊急拡大警報を発出したところとなっている。

当町の対応は、県の緊急拡大警報を遵守し下記のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策方針（周知）

●感染防止対策について

- ①大人数や長時間での会食等を自粛する。
- ②不要不急の往来の自粛
  - ・緊急事態宣言対象地域（11都府県）との不要不急の往来を自粛する。
  - ・その他の感染拡大地域との往来も慎重に判断する。
- ③新しい生活様式の徹底等
  - （1）「密」になる5つの場面を避ける。
  - （2）マスク・手指消毒の徹底
  - （3）家庭内での共用箇所の定期的な消毒に努める。
- ④重症化しやすい高齢者の方は、特に慎重な行動をお願いします。

●期間 令和3年1月22日から当面の間とする。